

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所 ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

「強くなければ生きていけない、優しくなければ生きる資格がない」とはアメリカの探偵小説家レイモンド・チャンドラーの言葉です。人生のバランス感覚を表現したのですが、その彼が「素早くなければ生き残れない」とも言っています。経済、政治、自然環境等、これまで常識だったものが、急激に変化しています。新たな常識が次々に生まれてきます。トップは環境の変化をいち早く察知して、組織が向かう方向を柔軟に異動させる必要があります。そしてトップの決断が組織に生きる人間の人生を左右します。トップよ大志を抱け。

私の書棚より

○大切なことは、自社の規模の大小に係わらず、お客様の中でのシェアを高め、そのお客様から「重要な」あるいは「大切な」存在と思われることです。

○大事なことは、たいてい誰でも、どの企業でも分かっているものです。でも、それを徹底している企業、人となると、非常に限られます。

「社長力養成講座」
小宮一慶著 デイジカバー携書

税務アンテナ

□平成 21 年度の税制改正で、中小企業等の平成 21 年 2 月 1 日以後に終了する各事業年度の欠損金額については、欠損金の繰戻しによる還付ができるようになりました。この制度は、前年度黒字だった法人が、今年度赤字になった場合、前年度に納税した法人税の還付を受けることができます。ただし、この制度の適用を受けた場合には、その後、税務調査が行われます。

また、中小企業等の平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度の所得金額うち年 800 万円以下の金額に対する法人税がこれまでの 22 % から 18 % に引き下げられています。

□経営不振の子会社に対して貸付金利息を免除したり貸付金の一部について債権放棄した場合は、原則として寄附金となります。ただし、子会社の倒産を防止するためやむを得ず行われるもので、合理的な再建計画に基づくものである等相当な理由があると認められるときは、寄附金に該当しないものとされています。また、経営不振の子会社の解散に伴い債権の放棄や債務の引受けを行った場合の損失も、相当の理由があると認められる限り、寄附金に該当しないものとされています。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

6 月の 税 務 ス ケ ジ ュ ー ル

10 日	○ 5 月分の源泉所得税の納付
15 日	○ 所得税の予定納税額の通知
30 日	○ 4 月決算法人の確定申告 ○ 10 月決算法人の中間申告 (予定申告) ○ 7 月、10 月、21 年 1 月決算法人の消費税中間申告

30 日	○ 6 月決算法人の消費税各種選択届出書提出
------	------------------------

今月の贈る言葉『成功は必ず失敗の延長線上に存在している』 by 山崎拓巳